

法人県民税(法人税割)に係る 超過課税の適用期間を5年間延長します

令和7年10月 鳥取県

鳥取県では、昭和52年から法人県民税法人税割の超過課税を実施し、その税収を県の最重要課題の一つである「産業振興」の財源の一部として活用させていただいています。

現在の極めて厳しい財政状況の中、今後もこれら重要施策の財源を確保する必要があることから、令和7年9月定例県議会において「鳥取県税条例」の一部改正を行い、超過課税の適用期間を5年間延長いたしました。

引き続き皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

●適用期間

超過課税の適用期間を5年間延長しました。

〔改正前〕 令和8年3月31日までに開始する各事業年度分

〔改正後〕 令和13年3月31日までに開始する各事業年度分

●法人税割の税率及び適用要件

税率及び適用要件に変更はありません。(従来どおり)

※中小法人等については、引き続き超過課税の対象外です。

要 件	税 率
中小法人等（資本金の額又は出資金の額が1億円以下のものや、資本又は出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のもの）	1.0% (標準税率)
上記の中小法人等以外の法人	1.8% (超過税率)

《 お 問 合 せ 先 》

	所 在 地	電話番号	管轄区域
東部県税事務所	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176	0857-20-3515	鳥取市、岩美郡、八頭郡
中部県税事務所	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3109	倉吉市、東伯郡
西部県税事務所	〒683-0823 米子市加茂町一丁目1	0859-31-9623	米子市、境港市、西伯郡、日野郡
県庁税務課	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220	0857-26-7054	

※鳥取県内に本店が所在する外形標準課税対象法人及び収入金額課税法人は、上記にかかわらず東部県税事務所が所管します。